

東地協 2018 春季生活闘争推進集会

組織の総がかりで春闘を！

改善しよう！ “賃金” も “働き方” も



高知市ブロック推進集会(2/19)

東地協は、2月15日から21日にかけてエリア内5カ所（室戸市・安芸市・南国市・本山町・高知市）で“連合高知 2018 春季生活闘争方針”を受けた「春季生活闘争推進集会」を開催した。

集会では、連合高知から今春闘の情勢とともに、連合高知の具体的な取り組み方針に関する報告・提起があった。開催にあたり白木議長は「今春闘では、賃金の継続的な引き上げをめざすことに加え、私たちの

働き方の見直しも大きな課題になっている。これらを各組織が精力的に取り組み、その成果を未組織の労働者にも広げていくことが私たちの社会的な役割だ。組織の総がかりで今春闘を闘っていこう」と参加者に檄を飛ばした。

春闘方針の説明では「連合高知における重点課題は、“継続した賃上げで、格差是正と県全体の底上げ”を図ることと、“働く者の立場にたった働き方の見直し”だ」としたうえで、具体的課題として「月額要



東部ブロック(室戸)推進集会(2/20)

求 12,000 円を基準とする」ことをはじめ、「長時間労働の是正と 36 協定の点検・見直し」、「無期転換ルール」の周知・点検、「同一労働同一賃金の先駆的な取り組み」、「派遣労働者の処遇改善と常用代替防止の取り組み」など政府が進める「働

＜連合高知の要求内容＞

- 要求基準額
 - 【月額要求】平均要求額 12,000円基準
 - 【時間額要求】誰もが1,000円以上 (上げ幅72円目安)
- 一時金の取り組み
 - ・正社員年間最低「4.5ヶ月：百万円以上」を要求
 - ・非正規労働者の一時金制度化・拡充
- すべての労働者の立場にたった働き方の見直し
 - ・長時間労働の是正、均等均衡待遇の実現
- ワークルールの確立
- 男女平等社会実現に向けた取り組み
- ワーク・ライフ・バランスの実現
 - ・総実労働時間縮減など

き方改革」に先駆けた職場での取り組みが提起された。

また、集会では、運輸労連、自治労、JAM から各組織の闘争課題に関する報告や決意表明が行われ、東地協全体で闘いの情報共有を図ってきた。

集会参加者からは、「36 協定を超える勤務実態が現実であり、職場で時間外労働縮減の取り組みに苦慮している」、「厳しい経営状況だが、今春闘では正社員はもちろん、契約社員の処遇改善も含めて全体の均衡を図りながら底上げを図ってきたい」など、職場で奮闘する状況が報告された。

契約社員・パートタイマーなど有期労働契約に関する「無期転換ルール」をご存知ですか？

無期転換ルールとは、同じ会社との間で、期間の定めのある労働契約(有期労働契約)が5年を超えて繰り返し更新された場合、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。このルールは、働く者の雇用の安定を図ることを目的に規定されました。

労働契約法の改正から5年が経過し、いよいよ2018年4月より無期転換ルールが適用されるケースが本格化します。ポイントは、労働者の意志で無期転換の申込みができるということです。

◆チェックポイント◆

チェック内容		O or X
1	2013年4月1日以降に契約を開始した有期労働契約の期間をすべて合計すると、5年を超えている。 ※同じ会社との間で有期労働契約を締結していない期間が一定の長さ以上にわたる場合、「ケールング期間」として扱われ、それ以前の契約期間は通算対象から外れます。	
2	2013年4月1日以降に、契約を1回以上更新している。	
3	その契約先はすべて同じ会社である。 ※継続して同じ会社に勤務していれば、その間に職種や職務内容が変更されたり、A支店からB支店に異動した場合であっても、契約期間は通算されます。	

すべてのチェック項目に○がついた場合には、無期労働契約への転換を申し込む権利(無期転換申込権)が発生します。無期労働契約にするためには、会社に対して申し込みをすることが必要です。これに対して会社は断ることができません。なお、申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後々のトラブルを防ぐため、書面で行いましょう。